

奈良市公報

号外 第 24 号

平成24年12月27日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

○奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例..... 1

○奈良市火災予防条例の一部を改正する条例..... 2

○奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例..... 2

告 示

○放置自転車等の保管..... 3

○身体障害者福祉法に規定する医師の指定..... 3

○放置自転車等の保管..... 4

○開発行為に関する工事の完了..... 4

○都市計画法に基づく公聴会の開催..... 4

○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出..... 4

○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出..... 5

○放置自転車等の保管..... 5

○集合農地区内に定められるべき宅地の指定..... 5

○都市計画に生産緑地地区を定めるべきことを要請すべき旨の申出..... 5

○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出..... 5

○生活保護法の規定による施術者の指定..... 5

○放置自転車等の保管..... 6

○公募型プロポーザルの実施..... 6

○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出..... 8

○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出..... 8

○生活保護法の規定による施術者の指定..... 8

○放置自転車等の保管..... 8

○奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の廃止..... 8

○平成24年度奈良市一般会計補正予算の要領..... 8

○奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集..... 10

○放置自転車等の保管..... 10

○奈良市排水設備指定工事店の指定..... 10

○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出..... 10

○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出..... 11

○開発行為に関する工事の完了..... 11

監 査

○定期監査の実施結果..... 11

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知（2件）..... 12
公 営 企 業

○奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程..... 13

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定..... 14

○奈良市水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程..... 14

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定..... 15

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出..... 15

教 育 委 員 会

○臨時教育委員会の開催..... 15

農 業 委 員 会

○農政部会の招集..... 15

議 会

○議会議長の辞職..... 15

○議会議長の当選..... 15

○議会副議長の辞職..... 15

○議会副議長の当選..... 16

○議会運営委員会の委員の選任..... 16

○議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選..... 16

○議会常任委員会の委員の選任..... 16

○議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選..... 17

○奈良市議会だより編集委員会の委員の就任..... 17

○奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長の当選..... 17

○議会制度検討特別委員会の委員の辞任及び選任..... 17

防 災 会 議

○奈良市防災会議運営規程の一部を改正する告示..... 17

条 例

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第31号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 7人

- 総合政策部、総務部、会計課、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局及び監査委員事務局の所管に属する事項
- (2) 観光文教水道委員会 8人
観光経済部、農業委員会事務局、教育委員会及び水道局の所管に属する事項
- (3) 厚生消防委員会 8人
保健福祉部、子ども未来部及び消防の所管に属する事項
- (4) 市民環境委員会 8人
市民生活部、市民活動部及び環境部の所管に属する事項
- (5) 建設委員会 8人
都市整備部及び建設部の所管に属する事項
- (6) 予算決算委員会 38人
予算及び決算に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成24年6月29日掲示済)

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第32号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。第6項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から第5項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第32条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

4 新規対象のうち、第32条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。

5 新規対象のうち、第32条の2第2項第1号から第8号まで、第32条の3の2（第3号を除く。）又は第32条の4第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第3項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

6 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(平成24年6月29日掲示済)

奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成24年6月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第33号

奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例（目的及び設置）

第1条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）

第5条に規定する看護師を養成するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校として、本市に看護専門学校（以下「学校」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市立看護専門学校	奈良市紀寺町371番地2

（課程等）

第3条 学校の課程は、医療専門課程とし、学科の修業年限は、3年とする。

（授業料等）

第4条 学校の授業料、入学料及び入学考查料（以下「授業料等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 授業料 年額 360,000円
(2) 入学料 100,000円
(3) 入学考查料 20,000円

2 次に掲げる者の授業料の額は、前項第1号の規定にかかわらず、その者が当該学年において現に在学した月数に応じて、同号に規定する授業料の年額を月割計算した額とする。

- (1) 学年の中途において入学した者
(2) 退学し、又は休学した者
(授業料等の納付)

第5条 授業料は、前期分及び後期分に2等分し、前期分

については4月1日から4月30日までに、後期分については10月1日から10月31日までに納付しなければならない。

2 入学料は、入学を許可した日から7日以内に納付しなければならない。

3 入学考查料は、入学願書に添えて納付しなければならない。

(証明手数料)

第6条 学校において、特に個人のために証明書を発行する場合は、証明手数料として1通につき300円を徴収する。ただし、法令の規定により取り扱うもの及び在校生の請求に係るものについては、この限りでない。

2 証明手数料は、証明書の交付を申請する際に納付しなければならない。

(授業料及び入学料の減免等)

第7条 市長は、特別の事情があると認めた者に対し、授業料及び入学料を減免し、又はこれらの額を分割して納付させることができる。

(授業料等の不還付)

第8条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第4条第2項の規定を適用する場合(授業料に限る。)

(2) 市長が特別の事情があると認めた場合

(職員)

第9条 学校に校長その他必要な職員を置く。

(業務の委託)

第10条 学校の管理に関する業務のうち次に掲げる業務は、看護師を養成する学校に関する十分な実績を有する公共的団体で教育委員会が適当と認めるものに委託することができる。

(1) 教育の実施に関すること。

(2) その他教育委員会が定めること。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成24年6月29日掲示済)

告 示

奈良市告示第388号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年6月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年6月15日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成24年6月18日掲示済)

奈良市告示第389号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成24年6月18日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
音川 公治	医療法人 帝塚山クリニック	奈良市帝塚山一丁目1番33-101号	消化器内科 (肝臓機能障害)	平成24年5月30日
柴地 隆宗	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目643番地	外科 (ぼうこう直腸機能障害) (小腸機能障害) (肝臓機能障害)	平成24年6月12日

(平成24年6月18日掲示済)

奈良市告示第390号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年6月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年6月17日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年6月18日掲示済)

奈良市告示第391号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年6月18日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成23年12月27日 奈良市指令都整開 第11A-27号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成24年6月18日 第1303号（I工区）

公共施設 平成24年6月18日 第585号（I工区）

3 開発区域に含まれる地域

奈良市右京五丁目1番3（I工区）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号

近鉄不動産株式会社 代表取締役 澤田悦郎

東京都港区芝二丁目32番1号

株式会社長谷工コーポレーション 代表取締役 大栗

育夫

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市右京五丁目1番3の一部

(平成24年6月18日掲示済)

奈良市告示第392号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域及び高度地区に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

平成24年6月19日

奈良市長 仲川元庸

1 公聴会開催の日時及び場所

【日時】

平成24年7月15日（日） 午後1時から

【場所】

奈良市役所中央棟六階正庁

2 変更に係る都市計画の種類及び土地の区域

【種類】

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域及び高度地区

【土地の区域】

奈良市石木町、七条西町一丁目及び七条西町二丁目の各一部

3 変更案に関する図書の閲覧

【期間】

平成24年6月19日から平成24年7月3日まで

【場所】

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

4 公述申出書の提出方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（奈良市の住民及びその他の利害関係者に限ります。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別紙様式参照）を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課（奈良市二条大路南一丁目1番1号）に平成24年7月4日（水）までに必着するよう提出してください。

5 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから市長が選定し、その旨を通知した者とします。

6 公聴会及び変更案に関する問い合わせ

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

別紙様式省略

(平成24年6月19日掲示済)

奈良市告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月19日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
牧野医院	奈良県奈良市学園北二丁目1-6	平成24年4月1日

(平成24年6月19日掲示済)

奈良市告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月19日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
サン薬局 奈良南店	奈良県奈良市八条四丁目639-1	平成23年8月1日

(平成24年6月19日掲示済)

奈良市告示第395号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管しましたので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年6月19日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年6月19日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年6月19日掲示済)

奈良市告示第396号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理事業施行区域内の下記の宅地を大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第18条第2項の規定により、換地計画においてその宅地についての換地を集合農地区内に定められるべき宅地として指定した。

については、同法同条第4項において準用する同法第14条第4項の規定により公告する。

平成24年6月20日

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）

JR奈良駅南特定土地区画整理事業

施行者 奈良市

代表者 奈良市長 仲川元庸

所在地及び地番	地目	地積(m ²)
大安寺七丁目655-1	田	485
大安寺七丁目656-1	田	442
大森西町651	田	138

大森西町652-1	田	965
大森西町656-2	田	76

(平成24年6月20日掲示済)

奈良市告示第397号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理事業施行区域内の下記の宅地を大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第106条第1項の規定により、当該宅地についての換地に係る集合農地区内の土地の区域について、都市計画に生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請すべき旨の申出があった。

については、同法同条第2項の規定により公告する。

平成24年6月20日

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）

JR奈良駅南特定土地区画整理事業

施行者 奈良市

代表者 奈良市長 仲川元庸

所在地及び地番	地目	地積(m ²)
大安寺七丁目655-1	田	485
大安寺七丁目656-1	田	442
大森西町651	田	138
大森西町652-1	田	965
大森西町656-2	田	76

(平成24年6月20日掲示済)

奈良市告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月21日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	廃止した施術の種類	廃止年月日
市嶋直人		
杉ヶ町吉祥寺鍼灸接骨院（市嶋直人）	柔道整復	平成24年5月31日

(平成24年6月21日掲示済)

奈良市告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月21日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定期年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松尾 桂秀		柔道整復	平成24年6月1日
杉ヶ町吉祥寺鍼灸接骨院(松尾桂秀)	奈良県奈良市杉ヶ町33-3ききょう杉ヶ町ビル5階		
小川 是		柔道整復	平成24年6月1日
杉ヶ町吉祥寺鍼灸接骨院(小川是)	奈良県奈良市杉ヶ町33-3ききょう杉ヶ町ビル5階		

(平成24年6月21日掲示済)

奈良市告示第400号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年6月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年6月21日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年6月21日掲示済)

奈良市告示第401号

次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年6月22日

奈良市長 仲川元庸

1 公募に付する事項

項目	概要
業務名	奈良市スポーツ推進計画策定業務委託
業務内容	本市においては、これまでスポーツの振興策に取り組んできたが、今後は年齢や性差、障がいの有無にかかわらず、いつでも、

どこでも、いつまでも個人のライフスタイルに応じてスポーツに親しみ、楽しむことができる環境を整えるとともに、スポーツを通じたまちづくりや地域振興につながる計画策定を行う必要がある。

本業務は、上記の内容、本市の特性等を十分に踏まえた上で、スポーツと本市のポテンシャルをコラボレートさせたオリジナリティのある実現可能な中長期のスポーツ推進計画を策定するものである。

委託期間	契約日から平成25年3月20日まで
業務場所	奈良市指定場所
契約形式	委託契約
委託予定期額	2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 公募に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

(1) 単独企業の場合

- (ア) 平成24年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ「検査・分析・調査業務」について登録が認められている者であること。
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (ウ) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人ではないこと。
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (オ) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (カ) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (ハ) 官公庁、民間企業を問わず、過去5年以内に計画策定に係る業務実績があること。

(2) 共同企業体（JV）の場合

- (ア) 幹事企業は、(1)のア～キの要件を満たしていること。
- (イ) 幹事企業以外の構成員は、(1)のイ、ウ、エ、オ、カの要件を満たしていること。
- (ウ) 共同企業体（JV）のいずれの構成員も、他の共同企業体（JV）の構成員となっていないこと。

3 参加意向申出書その他の配布

- (1) 配布期間
平成24年6月22日（金）午前9時から6月29日（金）午後5時まで
- (2) 配布方法
奈良市ホームページからのダウンロード

※奈良市ホームページ：

<http://www.city.nara.lg.jp>

4 参加意向申出書受付の日時及び申請方法

(1) 提出期間

平成24年6月22日（金）から6月29日（金）まで
(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。) の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

直接持参

(3) 提出場所

奈良市市民活動部スポーツ振興課（担当：総務係）
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟4階

(4) 提出書類

参加意向申出書（様式1-1）

提案書提出業者選定調書（様式2）

誓約書（様式3）

※参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、4(1)に示す提出期間内に「参加意向申出書記載事項変更届出書」（様式1-2）を添えて、改めて参加意向申出書を提出すること。

(5) 提出部数

各1部

5 参加意向申出書提出にかかる質問の受付及び回答

参加意向申出書提出にかかる質問は、下記期間、Eメールでのみ受け付ける。

(1) 受付期間

平成24年6月22日（金）午前9時～6月26日（火）午後5時

(2) 受付方法

質問書（質問様式）に質問を記入し、下記メールアドレスに送信すること。

(3) 回答方法

Eメールにより、追って質問のあったメールアドレスに回答する。

(4) 注意事項

電話及びファクシミリ等による質問の受付及び回答はしない。

(5) 問合せ先

奈良市市民活動部スポーツ振興課（担当：総務係）
sportsshinko@city.nara.lg.jp

6 提案書等の提出について

(1) 提出書類

① 提案書表紙（様式4）…1部

② 提案書…15部

※提案書には、仕様書にある項目を盛り込んだ具体的な提案と、業務遂行にあたっての基本コンセプトや工夫、手法などを記載すること。なお、仕様書の内容は基本業務事項であり、委託金額内の項目、内容ともに追加は認めるが、削減

は認めない。

提案書の様式は自由であるが、A4サイズ8枚以内とする。（表紙は枚数に含まない。片面印刷とする。）

③ 見積書（消費税は内書きで記載）…原本1部、コピー14部

※委託業務実施に当たっての見積書（積算根拠がわかるように記載したもの）を1部提出すること。原本については、代表者印を押印すること。

④ 業務実績書（様式5）…15部

※成果物を4部添付すること。

⑤ 業務実施体制表（様式6）…15部

⑥ 実施管理責任者及び担当者の類似業務実績（様式7）…15部

(2) 提出期間

平成24年7月3日（火）午前9時から平成24年7月13日（金）午後5時まで（ただし、奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）

(3) 提出方法

直接持参

(4) 提出場所

奈良市市民活動部スポーツ振興課（担当：総務係）

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

7 提案書提出にかかる質問の受付及び回答

提案書提出にかかる質問は、下記期間、Eメールでのみ受け付ける。

(1) 受付期間

平成24年7月3日（火）午前9時から7月10日（火）午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（質問様式）に質問を記入し、送信すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成24年7月12日（木）までにスポーツ振興課のホームページに公開することによって行う。

(4) 注意事項

電話及びファクシミリ等による質問の受付及び回答はしない。

(5) 問合せ先

奈良市市民活動部スポーツ振興課（担当：総務係）
sportsshinko@city.nara.lg.jp

8 その他

公募に参加しようとする者は、実施要領、募集要項及び「奈良市スポーツ推進計画策定業務委託」仕様書を熟読のうえ参加意向届出書を提出すること。

<問合せ先>

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市市民活動部スポーツ振興課 総務係

電話 0742-34-4739 FAX 0742-35-6822

mail sportsshinko@city.nara.lg.jp

様式省略

(平成24年6月22日掲示済)

奈良市告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月22日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岩本 金悟		柔道整復	平成24年5月31日
陽養鍼灸整骨院 (岩本 金悟)	奈良県奈良市三条本町9-1		
阪口 宗晃		柔道整復	平成24年5月31日
陽養鍼灸整骨院 (阪口 宗晃)	奈良県奈良市三条本町9-1		

(平成24年6月22日掲示済)

奈良市告示第403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月22日

奈良市長 仲川元庸

施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
	名称	所在地	
旧 辰巳 清仁	陽養鍼灸整骨院（辰巳清仁）	奈良県奈良市三条本町9-1	平成24年6月1日
新 辰巳 清仁	陽養吉祥寺鍼灸接骨院 (辰巳 清仁)	奈良県奈良市三条本町9-1	

(平成24年6月22日掲示済)

奈良市告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月22日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
前畠 将平		柔道整復	平成24年6月1日
陽養吉祥寺鍼灸接骨院（前畠将平）	奈良県奈良市三条本町9-1		

(平成24年6月22日掲示済)

奈良市告示第405号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年6月25日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年6月25日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年6月25日掲示済)

奈良市告示第406号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第7条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を廃止したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年6月26日

奈良市長 仲川元庸

名称	代表者氏名	所在地	廃止日
東栄工業株式会社	代表取締役 東田幹章	奈良市三条添川町4番1号	平成24年6月25日

(平成24年6月26日掲示済)

奈良市告示第407号

平成24年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成24年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 平成24年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

平成24年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

平成24年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17,786,967千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,336,967千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		21,067,247 千円	3,000 千円	21,070,247 千円
	3 国 庫 委 託 金	113,771	3,000	116,771
16 県 支 出 金		5,683,901	228,322	5,912,223
	2 県 補 助 金	1,545,028	228,322	1,773,350
17 財 産 収 入		431,032	33,876	464,908
	2 財 産 売 払 収 入	385,016	33,876	418,892
19 繰 入 金		709,149	△6,731	702,418
	2 基 金 繰 入 金	689,448	△6,731	682,717
21 市 債		16,050,000	17,528,500	33,578,500
	1 市 債	16,050,000	17,528,500	33,578,500
歳 入 合 計		123,550,000	17,786,967	141,336,967

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		14,373,467 千円	17,506,776 千円	31,880,243 千円
	1 総 務 管 理 費	11,151,706	17,506,776	28,658,482
3 民 生 費		50,477,812	256,864	50,734,676
	2 児 童 福 祉 費	17,342,729	256,864	17,599,593
11 教 育 費		9,561,576	3,000	9,564,576
	1 教 育 総 務 費	2,651,493	3,000	2,654,493
14 諸 支 出 金		150,574	20,327	170,901
	1 地 元 公 共 事 業 金	100,880	20,327	121,207
歳 出 合 計		123,550,000	17,786,967	141,336,967

第2表 地方債補正

1 追加分

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
第三セクター等 改 革 推 進	千円 17,500,000	普 通 貸 借 又 は 債 券 発 行	5.0%以内 (利率 見直し方式により 当該利率の見直し を行った後においては、見直し後の 利率とする。)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 には、その債権者との協定 による。ただし、市財政の都 合により据置期間を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に 借換えすることができる。

2 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	千円 1,346,300	千円 1,374,800
計	16,050,000	16,078,500

(平成24年6月27日掲示済)

奈良市告示第408号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成24年6月28日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成24年6月28日掲示済)

奈良市告示第409号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年6月28日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

2 指定工事店名

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年6月28日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年6月28日掲示済)

奈良市告示第410号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和51年奈良市規則第11号）第11条の規定により、次のとおり公示します。

平成24年6月29日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日

平成24年6月29日

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代表者又は氏名
市内	1	第429号	奈良市中山町1177-30	晴和工業	西川 清司
市外	2	第430号	奈良県大和高田市田井新町3-17	渡辺設備工業株式会社	渡辺 徳男
市外	3	第431号	奈良県大和郡山市矢田山町29-2	高松設備	高松 正人
市内	4	第432号	奈良市大保町923	関西エクステリア有限会社 奈良東部出張所	中西 隆夫
市内	5	第433号	奈良市朱雀六丁目13-3-2B	水源西条工業所	西条 靖子
市外	6	第434号	奈良県香芝市旭ヶ丘2丁目17-18	ユニスイ	鶴田 祐司
市内	7	第435号	奈良市北永井町516-3	Kエンジニア	尾上 浩一
市内	8	第436号	奈良市秋篠町1548-9	勝利設備	藤居 健治
市外	9	第437号	奈良県生駒郡三郷町勢野東1丁目5-12	有限会社 カキモト設備	垣本 平和
市内	10	第438号	奈良市四条大路南町23-21	吉川住宅設備サービス	吉川 利幸
市内	11	第439号	奈良市高畠町626-1	樋口水道設備	樋口 雅久
市外	12	第440号	奈良県磯城郡川西町結崎489-10	株式会社 宮崎組	宮崎 昭一

(平成24年6月29日掲示済)

奈良市告示第411号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

用する同法第50条の2の規定により施設者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月29日

奈良市長 仲川元庸				奈良市横領町333番地の7 山口茂 (平成24年6月29日掲示済)
施術者氏名	指定施術機関		変更年月日	
	名称	所在地		
旧 北野 雅之	北野整骨院 (北野 雅之)	奈良県奈良市法蓮町973-8	平成24年6月1日	
新 北野 雅之	すみれ整骨院(北野 雅之)	奈良県奈良市法蓮町973-8		

(平成24年6月29日掲示済)

奈良市告示第412号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月29日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岡 裕貴		あんま	平成24年6月1日
株式会社フレアス(岡 裕貴)	奈良県奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル305号		

(平成24年6月29日掲示済)

奈良市告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年6月29日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
 - 平成20年8月18日 奈良市指令都整開 第08A-9号
 - 平成23年10月19日 奈良市指令都整開 第08A-9-1号
 - 平成24年2月16日 奈良市指令都整開 第08A-9-2号
 - 平成24年6月25日 奈良市指令都整開 第08A-9-3号
- 検査済証の交付年月日及び番号
 - 開発行為 平成24年6月28日 第1304号
- 開発区域に含まれる地域
 - 奈良市法蓮町1514番76の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

監査

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成24年6月25日

奈良市監査委員 吉田肇
同 中本勝
同 大坪宏通
同 井上昌弘
奈監第64号
平成24年6月25日

奈良市長 仲川元庸様

奈良市議会議長 上原雋様

奈良市公平委員会委員長 中南又彦様

奈良市監査委員 吉田肇
同 中本勝
同 大坪宏通
同 井上昌弘

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

総合政策部	総合政策課 行政経営課 財政課 情報政策課
総務部	文書法制課
税務室	市民税課 資産税課
保健福祉部	福祉医療課 保護第一課 保護第二課 長寿福祉課
子ども未来部	児童館(古市、横井、東之阪、大宮)
	保育課
	保育園(辰市、柳生、春日、都南、右京、神功、月ヶ瀬、認定こども園都祁)
保健所	保健予防課 健康増進課
観光経済部	観光戦略課 観光振興課
公平委員会事務局	

2 監査期間

平成24年4月16日～同年6月25日

3 監査方法

平成23年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成24年2月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総務部

市民税課

課税証明等の証明手数料の収納について、申請書の連番号の件数と、レシートの集計件数が一致していなかった。証明書発行後に証明書が不要となり、返還された場合に申請書の連番号を欠番にしているため、欠番の記載漏れであろうとのことであるが、返還された証明書が申請書に添付されていなかった。証拠書類を残すなどの改善策を講じられたい。

また、金銭登録機（レジスター）への打漏れが発生しており、注意されたい。

保健福祉部

福祉医療課

(1) 後期高齢者医療保険料の滞納繰越分普通徴収保険料の収入未済については、負担の公平性を確保するため、一層の徴収努力を要望する。

また、分割納付に応じる場合には、奈良市事務専決規程により、保健福祉部長の決裁を経た上で、分割納付の決定をされたい。

(2) 切手類受払簿に記帳して、使用したことになっていた郵便切手が残っていた。また、記帳した内容の訂正処理が多く見受けられた。所属長は、定期的な残枚数の確認を行われたい。

保護第一課

保護第二課

(1) 世帯更生援護資金貸付金の滞納繰越分の収入未済については、借受人及び保証人の実態把握に努め、一層の徴収努力を要望する。加えて、督促、催告の手続を行い、適正な債権管理に努められたい。

(2) 民生費雑入のうち、生活保護法第63条に基づく返還金及び同法第78条の徴収金並びに過年度分戻入金の滞納繰越分の収入未済については、収入未済額が増加し続けており、収入未済の解消に向け、より一層の徴収努力を要望する。加えて、督促、催告の手続を行い、適正な債権管理に努められたい。

(3) 宿泊を伴う出張命令の復命書が複数、作成されていなかった。奈良市職員服務規程第23条の規定により、復命されたい。

(4) 郵便切手使用簿に受入枚数と使用枚数の記載が混在し、残枚数が記載されていないなど、記載漏れ等が多く見受けられ、残枚数が合わなかった。

平成23年3月4日付け「公金等事務取扱の管理適正化について」の通知に従い、所属長による定期的な残枚数の確認を行うとともに、奈良市文書取扱規程に定められた切手類受払簿により適正に管理されたい。

子ども未来部

保育課

保育料（民生費負担金）の滞納繰越分の収入未済については、平成23年10月より保育課で一括管理されているが、収入未済額が増えており、一層の徴収努力を要望する。

（平成24年6月25日掲示済）

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

平成24年6月25日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中本 勝
同 大坪 宏通
同 井上 昌弘

環境清美工場

監査結果公表日 平成24年3月28日（奈良市監査委員告示第4号）

措置結果通知日 平成24年6月22日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 場内作業用重機賃借の契約相手は、環境清美工場や環境部の他課が滞納債権を有している業者であった。「奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領」を踏まえ、契約相手として適切であるか慎重に判断されたい。	(2) 場内作業用重機賃貸借の契約については、平成24年度より、業者選定において、「奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領」を踏まえ、滞納債権を有しない業者で適正に指名業者を選定し、指名競争入札を実施しました。
(3) 焼却炉機械設備業務委託において、1千万円以上の委託契約であるにもかかわらず予定価格決定者が課長職の工場長になっていた。「予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱内規（平成12年9月1日施行、平成23年9月1日からは予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領）」によると、1件の見積金額が1千万円	(3) 焼却炉機械設備業務委託における予定価格決定者を誤り作成いたしましたことについては、平成24年度より、「予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領」に基づき、適正に予定価格調書を作成いたしました。

以上の委託契約の予定価格決定者は次長職以上の者と定められている。
決定権限のある次長職以上の職員により予定価格調書を作成されたい。

(4) 建物敷地等警備保安業務委託において、予定価格調書が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

(4) 建物敷地等警備保安業務委託において、予定価格調書を作成していかなかったことについては、平成24年度より、「予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領」に基づき、適正に予定価格調書を作成いたしました。

浄水場 浄水課

監査結果公表日 平成23年3月29日（奈良市監査委員告示第6号）

措置結果通知日 平成24年6月4日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 各施設構内清美委託において、社団法人奈良市シルバー人材センターと委託契約しているが、特記仕様書などから業務形態を判断すると委託ではなく役務の提供であると思われる。 実態に合った支出科目を検討されたい。	(1) シルバー人材センターと協議し、業務形態を以下のとおり見直しました。 委託業務内容である除草を主とした清美作業について、作業の対象となる場所、作業面積を図面で明確に示した発注形態に改めました。 委託業務の管理を明確にするため、作業計画については月毎に協議の上、作業計画書の提出を求め、これに基づく施行管理を行うように改めました。 設計、契約、施行管理において以上の見直しを行った上で、支出科目は委託料として執行することとしました。

(平成24年6月25日掲示済)

奈良市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

平成24年6月25日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中本 勝
同 大坪 宏通
同 井上 昌弘

奈良市市街地開発株式会社

監査結果公表日 平成23年12月28日（奈良市監査委員告示第26号）

措置結果通知日 平成24年6月5日

【監査の結果】	【措置の内容】
有形固定資産の継続的な減価償却が行われていなかった。	平成23年度決算において有形固定資産の減価償却を行いました。今後も償却可能な固定資産の減価償却は、毎年継続して規則的な償却を行います。

(平成24年6月25日掲示済)

公営企業

奈良市水道局管理規程第9号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月22日

奈良市水道事業管理者

職務代理者 業務部長 中林 哲彦

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

給水装置修繕費算出表

(1) 漏水

区分	労務費	材料費
パッキン取替	円 1,450	無料
給水栓取替	1,840	管理者が定める単価表による。

— 13 —

(2) 破裂

区分		労務費				材料費		
		継手工	管連絡工	普通土掘削工	コンクリート掘削工			
鉛管類	口径 精13	円 2,230	円 1,840	掘削土量が0.06m ³ 以下のもの 掘削土量が0.06m ³ を超えるもの 掘削土量が0.06m ³ 以下のもの 掘削土量が0.06m ³ を超えるもの	円 770	円 1,920	円 910	円 2,220
	20	2,830	2,640					
	25	3,270	3,430					
	40	4,660	5,280			2,570		2,960
	50	5,730	6,600					
ビニール管類	13	470	1,840	770	1,920	910	2,220	管理者が定める単価表による。
	20		2,640					
	25	940	3,430					
	40	1,410	5,280					
	50	1,880	6,600					
鋼管類	13		1,840	770	1,920	910	2,220	
	20	1,040	2,640					
	25		3,430					
	40		5,280					
	50	1,200	6,600					

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成24年7月1日から施行する。
(経過措置)
- この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成24年6月22日掲示済)

奈良市水道局告示第26号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年6月22日

奈良市水道事業管理者
職務代理者 業務部長 中林 哲彦

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社カキモト設備	代表取締役 垣本 平和	奈良県北葛城郡王寺町元町二丁目1番17号	平成24年6月18日

(平成24年6月22日掲示済)

奈良市水道局管理規程第10号

奈良市水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月26日

奈良市水道事業管理者

職務代理者 業務部長 中林 哲彦

奈良市水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

奈良市水道局庁舎管理規程（平成14年奈良市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

部の所管に属する庁舎	当該庁舎を所管する部の長	所管の部の長が指名する上席の職員
------------	--------------	------------------

部の所管に属する庁舎	当該庁舎を所管する部の長	所管の部の長が指名する上席の職員
場の所管に属する庁舎	当該庁舎を所管する場の長	所管の場の長が指名する上席の職員

改める。

を

に

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。
(平成24年6月26日掲示済)

奈良市水道局告示第27号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年6月26日

奈良市水道事業管理者
職務代理者 業務部長 中林 哲彦

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社関西住設	代表取締役 石井 孝司	京都府京都市南区吉祥院菅原町11番地	平成24年6月22日

(平成24年6月26日掲示済)

奈良市水道局告示第28号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年6月26日

奈良市水道事業管理者
職務代理者 業務部長 中林 哲彦

名 称	代表者氏名	所 在 地	届出日
東栄工業株式会社	代表取締役 東田 幹章	奈良市三条添川町4番1号	平成24年6月22日

(平成24年6月26日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第12号

平成24年7月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成24年6月28日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

1 日 時

平成24年7月3日（火）

午前10時30分から

2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

議 事

議案第19号 奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関

する条例の施行期日を定める規則の制定について

議案第20号 奈良市立看護専門学校学則の制定について
議案第21号 奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する協議について

傍聴受付は、開催日の午前9時30分から午前10時20分までです。定員は5名で、定員になり次第、締切させていただきます。

(平成24年6月28日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会平成24年7月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成24年6月27日

奈良市農業委員会
農政部会長 大 西 衛

1 日 時

平成24年7月3日（火） 午後1時30分

2 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 中央棟6階 第1研修室

3 議 題

- (1) 平成25年度農業施策に関する要望書（案）について
- (2) その他

(平成24年6月27日掲示済)

議 会

奈良市議会告示第3号

議会議長 上原 鑑は、平成24年6月26日の議会定例会において、議会議長を辞職しました。

平成24年6月27日

奈良市議会副議長
松村 和夫

(平成24年6月27日掲示済)

奈良市議会告示第4号

議会議員 土田 敏朗は、本日の議会定例会において、議会議長に当選しました。

平成24年6月27日

奈良市議会議長
土田 敏朗

(平成24年6月27日掲示済)

奈良市議会告示第5号

議会副議長 松村 和夫は、平成24年6月27日の

議会定例会において、議会副議長を辞職しました。

平成24年6月28日

奈良市議会議長

土田敏朗

(平成24年6月28日掲示済)

奈良市議会告示第6号

議会議員 山口誠は、本日の議会定例会において、議会副議長に当選しました。

平成24年6月28日

奈良市議会議長

土田敏朗

(平成24年6月28日掲示済)

奈良市議会告示第7号

平成24年6月28日、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

平成24年6月28日

奈良市議会議長

土田敏朗

大坪宏通

東久保耕也

階戸幸一

内藤智司

井上昌弘

松岡克彦

池田慎久

高杉美根子

高橋克己

(平成24年6月28日掲示済)

奈良市議会告示第8号

平成24年6月28日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成24年6月28日

奈良市議会議長

土田敏朗

委員長 内藤智司

副委員長 高杉美根子

(平成24年6月28日掲示済)

奈良市議会告示第9号

平成24年6月29日、次のとおり議会常任委員会の委員を選任しました。

平成24年6月29日

奈良市議会議長

土田敏朗

総務委員会

天野秀治

中西吉日出

伊藤剛

観光文教水道委員会

大坪宏通

東久保耕也

宮池明

松村和夫
井上昌弘
森田一成
池田慎久

厚生消防委員会

山本直子
三浦教次
北良晃
森岡弘之
松岡克彦
松田末作
岡田佐代子
山口誠

建設委員会

樽谷佳男
浅川仁
山中益敏
大橋雪子
松石聖一
西本守直
矢追勇夫
上原雋

予算決算委員会

大坪宏通
植村佳史
天野秀治
東久保耕也
宮池明
横井雄一
酒井孝一
階戸幸一
樽谷佳男
山本直子
北村拓哉
吉川等子
浅川仁
三浦教次
中西吉日出
北良晃
伊藤剛
森岡弘之
山中益敏
内藤智司
藤本孝夫
松村和夫
井上昌弘
森田一成
松田末作

酒井孝江
北村拓哉
吉川等子
藤本孝幸
高杉美根子

市民環境委員会

植村佳史
横井雄一
階戸幸一
内藤智司
土田敏朗
高橋克己
山口裕司

池田慎久
高杉美根子
大橋雪子
高橋克己
高岡田佐代子
松石聖一
山口誠
山西本守
矢追勇夫
上原雋

(平成24年6月29日掲示済)

奈良市議会告示第10号

平成24年6月29日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成24年6月29日

奈良市議会議長
土田敏朗

総務委員長 松村和夫

同 副委員長 井上昌弘

観光文教水道委員長 東久保耕也

同 副委員長 宮池明

厚生消防委員長 北良晃

同 副委員長 山本直子

市民環境委員長 山口裕司

同 副委員長 高橋克己

建設委員長 山中益敏

同 副委員長 樽谷佳男

(平成24年6月29日掲示済)

奈良市議会告示第11号

平成24年6月29日、次の者が奈良市議会より編集委員会の委員に就任しました。

平成24年6月29日

奈良市議会議長
土田敏朗

植村佳史

樽谷佳男

山本直子

北良晃

森岡弘之

藤本孝幸

森田一成

大橋雪子

西本守直

(平成24年6月29日掲示済)

奈良市議会告示第12号

平成24年6月29日、次の者が奈良市議会より編集委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成24年6月29日

奈良市議会議長
土田敏朗

委員長 藤本孝幸

副委員長 森岡弘之

(平成24年6月29日掲示済)

奈良市議会告示第13号

平成24年6月27日、池田慎久議員及び土田敏朗議員が議会制度検討特別委員会の委員を辞任し、同日、植村佳史議員及び上原雋議員を同委員に選任しました。

平成24年6月29日

奈良市議会議長
土田敏朗
(平成24年6月29日掲示済)

防災会議

奈良市防災会議告示第1号

奈良市防災会議運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年6月22日

奈良市防災会議会長 仲川元庸

奈良市防災会議運営規程の一部を改正する告示

奈良市防災会議運営規程(平成21年奈良市防災会議告示第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民安全課」を「危機管理課」に改める。

附則

この告示は、平成24年6月22日から施行し、この告示による改正後の奈良市防災会議運営規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成24年6月22日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。